

様式第二号のハ(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年4月21日

和歌山県知事 殿



提出者 旭化成株式会社 和歌山工場
住所 和歌山県御坊市藤田町藤井2255番地
氏名 工場長 高石 彰一
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0738-22-4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成株式会社 和歌山工場
事業場の所在地	和歌山県御坊市藤田町藤井2255番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	16 化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 2,355百万円
③ 従業員数	36名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙の通り	
排 出 量	t	t

① 現状

(これまでに実施した取組)

生産量および生産比率に応じて変動する、汚泥含水量の低減、および製品合格率向上廃棄物発生量の抑制に取り組んでいる。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙の通り	
排 出 量	t	t

(今後実施する予定の取組)

これまでの取り組みを継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、紙屑、廃プラスチック類、木屑、金属屑および廃油等、発生工程ごとに分別し、月毎の発生量を監視している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用は行わないが、分別した金属屑は有価物として売却している。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続する。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 排水過程における汚泥の固形分を監視し、脱水条件の最適化による含水率の低減を行い、処理委託量の低減に取り組んでいる。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら埋め立て処分、または、海洋投入処分は行わない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
② 計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋め立て処分、または、海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 埋立ゴミを減らす為、埋立以外の方法を検討し、汚泥及び廃プラスチックのリサイクル先を選定し契約を完了した。			

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙の通り	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続する。 優良産業廃棄物処理業者等に関する情報収集し、更に適切な委託先の選定に努力する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

業種	業者名	出発地	目的地	積荷	実績値		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値		実績値		目標値	
					量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	
産業廃棄物の種類	汚泥	汚泥	紙屑	廃プラスチック類																
排出量	1745t	2t	67t						2t								78t		1894t	
自ら再生利用する量	0t	0t	0t						0t								0t		0t	
自ら熱回収する量	0t	0t	0t						0t								0t		0t	
自ら中間処理による量	1605t	0t	0t						0t								0t		1605t	
自ら埋立処分又は洋投する量	0t	0t	0t						0t								0t		0t	
全処理委託量	140t	2t	67t						2t								78t		289t	
優良認定処理業者への廃棄物委託量	140t	0t	14t						0t								78t		232t	
再生利用業者への廃棄物委託量	140t	2t	18t						2t								78t		240t	
認定熱回収業者への廃棄物委託量	0t	0t	0t						0t								0t		0t	
認定熱回収業者以外の業者への廃棄物委託量	0t	0t	14t						0t								0t		14t	

④産業廃棄物の一連の処理の工程

発生源	発生する廃棄物		→ 中間処理	→ → 最終処分
	廃棄物分類	廃棄物種		
ラテックス 製造工程	汚泥	汚泥	混合脱水	<u>山の再生用としてリサイクル</u>
	廃プラスチック類	混合廃棄物	破碎・成型	<u>高炉還元剤としてリサイクル</u>
	廃プラスチック類	ポリ袋 ポリ容器	焼却 <u>焼却時の熱による発電</u>	<u>燃え殻埋立(管理型)</u>
	廃プラスチック類	廃ラテックス	焼却	<u>燃え殻埋立(管理型)</u>
	金属屑	ドラム缶	(有価物売却)	<u>再生ドラムとしてリサイクル</u>
	金属屑	ガロン缶	(有価物売却)	<u>鉄鋼原料としてリサイクル</u>
	木屑	廃パレット類	破碎・粉碎	<u>バーク肥料原料としてリサイクル</u>
	廃油	メタノール含有水	中和処理・再生	<u>セメント原料としてリサイクル</u>
共通工程	金属屑	金属配管 廃設備等	(有価物売却)	<u>鉄鋼原料としてリサイクル</u>
	廃油/一般	機械油等	中和処理・再生	<u>セメント原料としてリサイクル</u>
	紙屑	包装材	破碎・成型	<u>固形燃料(RPF)としてリサイクル</u>

※下線は委託処理部分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	所属 : 旭化成株式会社 和歌山工場 職・氏名 : 工場長 高石 彰一
廃棄物管理	組織名 : 環境安全課 組織人数 2名
役割	<p>工場RC(レスポンシブル・ケア) 委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する検討 (廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進等、計画的で適正な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討) 委員長 : 工場長 委員 : 各課長、係長、組合執行委員及び組合員 事務局 : 環境安全課長 <p>統括責任者 (工場長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境管理(含む廃棄物処理)方針の策定 ・工場の環境管理諸規程の策定、改廃 ・環境管理に関する各種事項の決定、承認 ・廃棄物処理計画の作成 <p>廃棄物管理担当 (環境安全課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・廃棄物処理施設の維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項

《環境安全管理組織》

